

2020年8月6日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト
ライクキッズ株式会社
代表取締役社長 田中 浩一

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主であるライク株式会社(以下「ライク」といいます。)から、2020年8月5日付で、同法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主全員(但し、ライク及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全てをライクに売り渡すことを請求(以下「本売渡請求」といいます。)することを決定した旨の通知を受領し、同日、会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
名称：ライク株式会社
住所：大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオフィスタワー19階
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項なし。

3. 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又は算定方法及びその割当てに関する事項

ライクは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)と

して、その有する本売渡株式 1 株につき 1,005 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項なし。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)

2020 年 8 月 28 日

6. その他の本売渡請求に関する取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてライクが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上